

定預金口座に振り込みます。対象者には「児童手当・特例給付支払通知書」を送付しました。

☎子育て支援課☎内線2752

児童育成手当を振り込みます

6～9月分の同手当を10月8日(金)に指定預金口座に振り込みます。同手当は、ひとり親家庭などの経済的負担軽減のために支給する手当です(所得制限あり)。詳しくは、みたか子育てねっと [HP](https://www.kosodate.mitaka.ne.jp/) <https://www.kosodate.mitaka.ne.jp/>をご覧ください。

☎子育て支援課☎内線2753

就学児健康診断通知書を発送しました

内容を確認し、必ず受診してください。指定の日を受診できず、予備日に受診を希望する方は必ずご連絡ください。

☎令和4年4月に小学校に入学するお子さん

※健診会場での密集を避けるため、受付時間の割り当てにご協力ください。

☎学務課☎内線3238

むらさき子どもひろばの催し

(10月)

◆乳幼児のあそびひろば

☎げんきっ子ランド＝月曜日午前9時～正午、みんなであそぼ!＝火～金曜日午前11時～11時30分(6日(水)・7日(木)・8日(金)・20日(水)・26日(火)を除く)

☎当日会場へ

◆乳幼児対象のイベント

☎①手形アートスタンプ＝6日～8日午前11時～11時30分、②にこにこキッズ(あそびとおしゃべりの会)＝20日午前10時45分～正午、③わくわくミニ運動会!＝23日(土)午前10時30分～11時30分、④Mamaカフェ＝26日午前10時30分～11時30分、⑤スペシャルバーズデー＝28日(木)・29日(金)午前11時～11時30分

☎①②⑤就学前のお子さん、③3歳～就学前のお子さんと保護者10組、④1歳6カ月までのお子さんと母親6組

☎②牟礼コミュニティセンター

☎①タオル、①③汚れてもよい服装

☎①②⑤当日会場へ、③④直接または電話で同ひろば☎49-5500へ(先着制)

◆小学生対象のイベント

☎①卓球の日＝月・金曜日午後3時30分～4時30分(8・29日を除く)、②一

輪車教室＝8日午後3時40分～4時30分(雨天中止)、③卓球大会＝25日(月)午後3時30分～4時30分、④ハロウィンウィーク＝28日～30日(土)、⑤スタンドグラスを作ろう!＝30日午後2時30分～3時30分

☎②8人、⑤10人

☎①②③タオル(②運動靴、あれば一輪車)

☎①③④当日会場へ、②⑤直接または電話で同ひろば☎49-5500へ(先着制)

☎同ひろば☎49-5500

新米パパとママの育児相談・交流会

☎連雀地区住民協議会

☎10月8日(金)午前10時30分～11時30分

☎1歳未満のお子さんと保護者(これから親になる方も可)①会場10組、②オンライン5組

☎①連雀コミュニティセンター、②オンライン会議アプリ[Zoom]

☎講三鷹市助産師会の皆さん

☎同センターホームページ [HP](https://www.mitakacc.jp/renjk-cc/) <https://www.mitakacc.jp/renjk-cc/>へ(先着制)

☎同センター☎45-5100

星と森と絵本の家の催し

(10月)

☎①おやじの読み聞かせ＝9日(土)午前10時30分から、②ICU留学生のおはなし会＝10日(日)午後2時30分から、③街頭紙芝居＝16日(土)午後2時30分から

☎当日会場へ

☎同施設☎39-3401

※現在、開館時間を午前10時～正午、午後2時～4時30分の2部制にしています。来館の際は同施設ホームページをご確認ください。

すくすくひろばの催し

(10月)

◆ベビーマッサージ

☎19日(火)①午前10時～11時30分、②午後1時30分～3時

☎市内在住の初めて受講する①5～8カ月のお子さんと母親、②4カ月までのお子さんと母親各7組

☎講三鷹市助産師会の皆さん

☎物バスタオル、おむつ、着替え

☎5日(火)午前10時から直接または電話で同ひろば☎45-7710へ(先着制)

◆年齢別あそびまじょ

☎①ぞうぐみ「からだを動かしてあそぼう」＝21日(木)、②いちごぐみ＝22日(金)、いずれも午前10時15分～10時45分

☎市内在住の①平成30年4月2日～31年4月1日生まれのお子さんと保護者6組、②初めて同ひろばを利用する令和3年5月～6月生まれのお子さんと保護者4組

☎①7日(木)午前10時から直接または電話で同ひろば☎45-7710へ、②8日(金)午前10時から同ひろば☎45-7710へ(先着制)

◆オンライン あそびまじょ

☎パネルシアター「秋のカバン」、指人形など。

☎29日(金)午前10時15分～10時45分

☎市内在住の0歳～年少のお子さんと保護者6組

☎所オンライン会議アプリ[Zoom]

☎15日(金)午前10時から同ひろば☎45-7710へ(先着制)

☎同ひろば☎45-7710

みたか親の会

☎10月20日(水)午前10時～正午

☎引きこもりや不登校の家族・親族のことで話したい方10人

☎所みたかボランティアセンター

☎同10月19日(火)までに同センター☎76-1271へ(先着制)

家庭教育学級 講演会

「自分を知る、家族を知る」

☎市教育委員会、二小、同校PTA

☎10月30日(土)午前10時～正午

☎100人

☎所オンライン会議アプリ[Zoom]

☎講カラータイプ教育アドバイザーの小田中美穂さん

☎物筆記用具、色鉛筆、メモ用紙

☎10月15日(金)までに申込フォーム [HP](https://forms.gle/kMuGGxLk7Y3PMZa28/) <https://forms.gle/kMuGGxLk7Y3PMZa28/>へ(先着制)

☎問教育政策推進室☎内線3221

おやこでよって

チョコっとあつぷるーむ(11月)

☎NPO法人みたか市民協働ネットワーク

☎①強みを知って子育てに自信を＝1日(月)、②ママ護身術フィットネス(キック編)＝4日(木)、③簡単スクラップブック(A4フレーム編)＝6日(土)、④ベビーマッサージでママと赤ちゃんの素肌スキンシップ＝8日(月)、⑤産前・産

後の骨盤ケア＝11日(木)、⑥ベビーサインで楽しい子育て＝15日(月)、⑦楽しく羊毛フェルト クリスマス飾りを作しましょう＝18日(木)、⑧泣き止む、よく寝る抱っここの方法と抱っこひも＝20日(土)、⑨ヨガママで骨盤調整(ハイハイ前)＝22日(月)、⑩いつでもどこでもベビーマッサージ＝25日(木)、⑪親子ヨガレッチ＝27日(土)、いずれも午前10時30分～正午(③は午後1時30分～3時)

☎①⑤3歳までのお子さんと母親、妊婦、②首据わり～1歳6カ月のお子さんと母親、③⑦3歳までのお子さんと保護者、妊婦、④⑩2～11カ月のお子さんと保護者、⑥4カ月～1歳6カ月のお子さんと保護者、⑧首据わりまでのお子さんと保護者、妊婦、⑨ハイハイ前のお子さんと母親、⑩6カ月～2歳6カ月のお子さんと保護者

☎所市民協働センター

☎①②⑥⑨⑩⑪1,500円、③④⑦1,800円、⑤2,000円、⑧1,500円(夫婦2,000円)

※③⑦材料代を含む、⑤さらし付き。

☎物②抱っこひも、③写真1～3枚、④⑩バスタオル、授乳ケープ、⑪バスタオル

☎同10月15日(金)午前9時から必要事項(11面参照)・お子さんの名前(ふりがな)・年齢を同センター☎46-0048・ [HP](https://kyodo-mitaka.org/) <https://kyodo-mitaka.org/>へ(先着制)

小学生向け

スクラッチプログラミング教室

☎所三鷹市シルバー人材センター

☎①入門コース＝11月1日～22日の毎週月曜日午後4時15分～5時45分、②アドバンスコース＝11月2日～23日の毎週火曜日午後4時30分～6時(いずれも全4回)、③オンライン教室＝11月3日以降の毎週水～土曜日のうち1日午後4時30分～5時30分(月4回)

☎①小学3～6年生①②各5人、③4人(③は経験者)

☎⑤5,000円(教材代を含む)

☎物①②USBメモリー、③パソコン

☎10月19日(火)(必着)までに必要事項(11面参照)、①はパソコン経験の有無を「〒181-0004新川6-35-16三鷹市シルバー人材センター」へ(申込多数の場合は抽選)

※③は当日までにスクラッチ、Zoomのインストールと設定が必要です。

☎同センター☎48-6721



住宅の改修・新築に伴う固定資産税の減額制度

☎資産税課☎内線2365

住宅のバリアフリー改修や省エネ改修、認定長期優良住宅を新築した場合に、固定資産税が減額される場合があります。

①バリアフリー改修を行った場合

◆対象家屋 新築から10年以上が経過し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、改修後の床面積が50～280㎡の住宅(賃貸住宅は除く)のうち、65歳以上の方、要介護または要支援の認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅

◆対象となる改修 令和4年3月31日までにを行った法令で定めるバリアフリー工事で、工事費用から給付金などを差し引いた金額が50万円超の改修

◆減額される税額 工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり100㎡相当分まで)

②省エネ改修を行った場合

◆対象家屋 平成20年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、改修後の床面積が50～280㎡の住宅(賃貸住宅は除く)

◆対象となる改修 令和4年3月31日までにを行った、現行の省エネ基準に適合する50万円超の改修工事(窓の断熱工事は必須)

◆減額される税額 工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(認定長期優良住宅は3分の2。いずれも居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)

③認定長期優良住宅を新築した場合

◆対象家屋 平成21年6月4日～令和4年3月31日に新築した認定長期優良住宅のうち、居住部分の床面積が1戸当たり50㎡(1戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡で、家屋全体の床面積の2分の1以上の住宅

◆減額される税額 新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7年間)、固定資産税の2分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)

☎①②は工事完了日から原則3カ月以内に、③は新築した翌年の1月31日までに、申告書(市ホームページまたは同課〈市役所2階28番窓口〉)で入手)と必要書類を同課へ ※①②の申請には増改築等工事証明書、③の申請には認定通知書が必要です。